

# 水路使用許可申請処理フロー

◎通路橋の設置・雨水管の接続、管類の架設、水路改築等については許可が必要です。

手続項目	申請者	担当課	処理内容
<b>①通路橋事前相談</b>  ↓ <処理期間> 2週間  ↓	『通路橋事前相談書』提出	土木管理課 TEL35-3751  美化第3課 TEL35-0017	受付・書類審査  清掃管理に関する確認・指導 (現地調査)
事前協議回答 本申請書用紙交付		土木管理課	事前相談回答

\*①②の処理期間は大体の目安です。内容、状況によって変動します。  
 (提出書類に修正等が必要な場合、修正に要する期間は処理期間に含まれません。)  
 \*開発物件は事前協議済みにより、①は不要。

<b>②通路橋・雨水接続等許可申請</b> (本申請)  ↓ <処理期間> 2週間  ↓	『許可申請書』提出 (添付書類も含めて2部提出) 事前相談回答確認書を添付願います	土木管理課  (美化第3課)  (開発指導課)	受付・審査 水路使用料徴収・納付書  (清掃管理に関する指導)  (まちづくり条例に係る確認・指導)
『許可書』交付  ↓	(5年毎に更新手続き) *使用料の納付 (使用料が必要な場合のみ)	土木管理課	許可書・水路使用料納付書交付 着手・完了届配布

<b>③工事着手届</b>  ↓	『着手届』提出	土木管理課	受付
<b>④工事完了届</b>	『完了届』提出 (添付書類も含めて2部提出) 現地確認後 1部お返しします		受付

西宮市 土木管理課

TEL 0798-35-3751  
FAX 35-0717